

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：中垣内の棚田「日本百選」・再生プロジェクトチーム

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

中垣内の棚田

※範囲については別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止

令和6年度末まで耕作放棄地を新たに発生させず、現状の0haを維持する。

・景観の維持

定期的な点検を行い、石垣の崩落箇所0箇所を維持する。

・生産性の向上

令和6年度末までに小麦選別機1台（クラウドファンディング）、播種機1台を導入する。（新規取組）

(2) 棚田の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和6年度末までにアレルギー症状の発症を抑えることのできる小麦品種の「しまね夢小麦」を6,000kg以上生産する。（新規取組）

※令和2年度の収穫量なし。令和3年の収穫量目標1,200kg。

・自然環境の保全・活用

令和6年度末までに、鳥獣侵入防止柵を現在の350mから700mに延長する。

・良好な景観の形成

令和6年度末までに、彼岸花を畦畔に250m植栽する。（新規取組）

・景観の維持

定期的な点検を行い、石垣の崩落箇所0箇所を維持する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興と就労支援

・令和6年度末までに社会福祉法人と連携し、「しまね夢小麦」を活用した障害者就労支援の「種子選別作業」の確立と市内のパン工房との六次産業化を推進し、「しまね夢小麦」を原料としたパンの加工開発と販売を行う。（新規取組）

・この加工開発・販売のために3人雇用する。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄地の防止

耕作放棄地で小麦の栽培により耕作放棄地の減少と新たな発生防止を図る。

- ・景観の維持

石積畦畔を定期的に点検し、石垣の崩落を未然に防ぐ。

特に、豪雨時や地震発生時には入念に調査し、崩壊した箇所や崩壊の恐れのある箇所を発見した場合は速やかに補修し、美しい棚田景観を保全する。

- ・生産性の向上

小麦選別機、播種機を導入し、しまね夢小麦栽培の作業効率向上を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

小麦色彩選別機、製粉機を導入し、「しまね夢小麦」の生産性と品質の向上を図ることで生産量の増加に対応し、小麦アレルギーのある人たちが安心して食べることができるパンの加工開発・販売を目指す。

- ・自然環境の保全・活用

地域住民が共同で鳥獣防護柵を設置し、鳥獣被害を減少させる。

- ・良好な景観の形成

彼岸花を畦畔に植えて環境美化を進める。

- ・景観の維持

石積畦畔を定期的に点検し、石垣の崩落を未然に防ぐ。

特に、豪雨時や地震発生時には入念に調査し、崩壊した箇所や崩壊の恐れのある箇所を発見した場合は速やかに補修し、美しい棚田景観を保全する。

③棚田を核とした棚田地域の振興と就労支援

- ・大学教授、社会福祉法人、島根県身体障害者団体連合会、パン工房等と連携し、棚田で生産された「しまね夢小麦」を活用した障害者就労支援とパンの加工開発・販売を目指す。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の中垣内の棚田「日本百選」・再生プロジェクトチームの参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

中垣内の棚田「日本百選」・再生プロジェクトチームは、農業者、大学教授、社会福祉法人、島根県身体障害者団体連合会、パン工房、益田市で構成。

参加者の名称又は氏名については別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項